

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は大学を卒業して、昭和 55 年 4 月から父の経営する A 社に勤務したので、経理を担当していた母が私に代わって国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたのだと思う。

A 社には、毎日、売上金を金融機関の職員が集金に来ていたので、国民年金保険料もその職員を通じて納付していたと思う。

A 社には、昭和 55 年 4 月から平成 2 年 3 月まで勤務しており、この間、申立期間以外の国民年金保険料は全て納付済みとされており、申立期間の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 県 C 市において昭和 56 年 4 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、オンライン記録を見ると、申立人が A 社に在職していたとする期間の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みとされている。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその両親及び兄のオンライン記録を見ると、申立期間の保険料は現年度納付されている上、申立期間前後における申立人の住所及び仕事内容など、生活状況に特段の変化もみられず、申立期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪厚生年金 事案 13774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月28日から同年5月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成の厚生年金被保険者台帳、雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人が、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和31年5月1日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年11月2日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を同年11月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月2日から同年12月1日まで
② 昭和41年3月27日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間①は、A社本社から同社B事務所に異動した時期であるが、退職することなく継続して勤務していた。また、申立期間②は、C社（現在は、D社）を昭和41年3月31日付けで退職したので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年4月1日となるはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された退社台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間①も同社に継続して勤務し（A社本社から同社B事務所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された退社台帳によると、辞令交付年月日は昭和22年11月1日と記されているものの、同社本社における資格喪失日が同年11月2日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和22年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前述の退社台帳以外の資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、「C社には昭和41年3月31日まで勤務し、期間を空けずに次の事業所に転職した。」と申し立てている。

しかし、D社の現在の担当者は、「合併前のC社の人事記録等に関する資料は保管しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について、確認できない。」旨回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時に被保険者記録のある者のうち、40人から回答が得られたが、そのうちの2人は申立人を記憶しているものの、退職日については分からないと陳述しており、ほかの38人については、申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、8万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が漏れていることを初めて知った。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、8万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪（奈良）厚生年金 事案 13777

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年12月26日は1万1,000円、17年12月27日は5万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が漏れていることを初めて知った。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人に係る賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は1万1,000円、17年12月27日は5万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月26日及び17年12月27日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪（奈良）厚生年金 事案 13778

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年12月26日は8万5,000円、17年12月27日は7万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が漏れていることを初めて知った。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が賃金台帳から転記したとする回答書から、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上述の回答書に記されている申立人の賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は8万5,000円、17年12月27日は7万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月26日及び17年12月27日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年4月21日から22年3月31日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、当該期間のうち、20年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は41万円、21年1月から同年4月までは36万円、同年5月から同年11月までは38万円、同年12月は36万円、22年1月は38万円、同年2月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成22年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月21日から22年3月31日まで
② 平成22年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低くなっている。給与支給明細書と給与振込記録を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成22年3月31日となっているが、同社には同日まで在籍していたので、同年4月1日に資格を喪失に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書で確認できる報酬月額から、申立期間①のうち、平成20年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は41万円、21年1月から同年4月までは36万円、同年5月から同年11月までは38万円、同年12月は36万円、22年1月は38万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成22年2月については、給与支給明細書は無いものの、申立人提出の預金通帳で確認できる給与振込額により、36万円の標準報酬月額に相当する給与が支給され、保険料も前月までと同額が控除されていたと推認できることから、標準報酬月額は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られなかったものの、給与支給明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年4月については、給与支給明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回っており、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、B社から提出された労働者派遣契約書及び業務履行実績表により、申立人がA社からB社C事業所に派遣され、平成22年3月31日まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、保険料控除を確認できる給与支給明細書は無いものの、預金通帳で確認できる申立期間②の給与振込額が、保険料控除が認められる前月までの給与振込額とほぼ同額であることから、申立期間②も継続して保険料

が控除されていたことがうかがえ、ほかに申立期間②の保険料が控除されなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与振込額から推認される報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られなかったものの、雇用保険においても、厚生年金保険と符合する離職日が記録されており、公共職業安定所及び年金事務所のいずれもが誤って届出とは異なる日を記録することは考え難いことから、事業主は年金事務所に平成22年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和36年3月1日、資格喪失日は39年9月2日と認められることから、申立人に係る資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年3月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から38年7月までは2万4,000円、同年8月から39年4月までは3万円、同年5月から同年8月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年から39年まで

勤務した期間をはっきりと覚えているわけではないが、申立期間について、A社に正社員として勤務し、B業務に従事していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立人提出の写真等から、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓の基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和36年3月1日、資格喪失日は39年9月2日）が確認できる。

また、当該未統合記録は、生年月日及び氏名の一部が申立人と異なっているものの、申立人の名字のほか、被扶養者として記載されている申立人の妻及び長女の氏名についても、戸籍謄本で確認できる妻及び長女の氏名と一致している。

さらに、申立期間にA社で被保険者であった者に照会し、43人から回答を得たが、申立期間当時、申立人以外に上記未統合記録の名字の者がいたとする回答は無かった。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者の記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和36年3月1日、資格喪失日は39年9月2日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、昭和36年3月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から38年7月までは2万4,000円、同年8月から39年4月までは3万円、同年5月から同年8月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C本社における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年7月1日まで

昭和40年1月にA社に入社し、同社C本社に勤務した。約1年後、同社B営業所に異動になったが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白となっている。同社には継続して勤務し、給与も変わりなく支給されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚（給与計算及び社会保険事務の担当者を含む。）の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社B営業所に継続して勤務し（A社C本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人が申立期間に勤務していたA社B営業所は、昭和41年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、給与計算及び社会保険事務を担当していたとする前述の同僚は、「申立期間当時、A社B営業所の従業員の給与計算及び保険料控除は同社C本社で行っていたので、申立期間は、申立人を同本社で厚生年金保険に加入させるべきであった。」と陳述していることから、申立人の同社C本社における資格喪失日を同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C本社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月22日に、B社における資格取得日に係る記録を同年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月1日から同年9月4日まで

私は、昭和59年4月にA社に入社し、61年8月22日に同社がB社とC社に分社化されると同時に、B社に配属された。しかし、途中で一度も退職していないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白となっている。

申立期間の給料明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚及び申立期間当時の事業主の陳述並びに申立人提出の給料明細書により、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和61年8月22日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動先のB社は、昭和61年9月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の異動日（昭和61年8月22日）から同年9月4日までの期間は適用事業所ではないが、同僚の陳述から、同社には当該期間も5人以上の従業員が勤務していたことが推認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書で確認できる保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格に関する届出を誤ったとしており、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和61年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年1月15日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年2月1日から同年6月21日までの期間については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月15日から同年2月1日まで
② 平成20年2月1日から同年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①が厚生年金保険に未加入となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、標準報酬月額が給料明細票に記載されている支給額と異なるので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給料明細票及びB資格証明書から、申立人が申立期間もA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給料明細票により推認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成24年1月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間の標準報酬月額は、申立人提出の給料明細票において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から52年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から52年12月まで

私は、昭和47年3月に3か月間入院した。当時、私には妻と1歳の子供がおり、同年6月には妻が第二子を出産予定であったので、たちまち生活が苦しくなり、やむを得ず生活保護を受けることとなった。

昭和47年11月にD社に就職したが、48年2月に退職してしまったので、同年3月頃に再び生活保護の申請を行ったが却下された。その際、A県B市役所E課の職員から、国民健康保険の加入手続と国民年金の免除申請手続を行うよう言われたので、同課の窓口で国民健康保険の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の免除申請を行った。

その後、昭和53年1月にC社に就職するまで、日雇アルバイトで生計を立て、国民健康保険被保険者証が更新されるたびに、B市役所E課の窓口で国民年金保険料の免除申請を行ってきたのに、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

私は、間違いなく免除申請を行ってきたので、申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、異なる国民年金手帳記号番号が記載された2冊の年金手帳を所持している。

そこで、最初に払い出された1冊目の年金手帳における国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和50年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、48年3月頃に国民年金保険料の免除申請を行ったとする申立内容とその時期において異なっている上、申立期間当時、申請が可能な免除期間は「申請日の属する月前における直近

の基準月から申請日の属する年度末までの間において必要と認められる月まで」とされていることから、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、少なくとも50年6月以前の期間は、免除申請することができない。

また、申立人の当時の住所地であるB市における当該手帳記号番号の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立期間のうち、昭和50年4月以降の期間は、保険料の未納期間として記録されている上、当該手帳記号番号は、後に払い出された次の手帳記号番号との重複を理由に取り消されたことが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、オンライン記録上も無効となっていることから、先の手帳記号番号において免除承認されていたとは考え難い。

次に、後に払い出された2冊目の年金手帳における国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和54年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同年2月2日に国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿により確認できるとともに、当該資格の取得日は、申立人が所持する2冊目の年金手帳の「初めて被保険者となった日」と一致している。この場合、当該手帳記号番号の払出時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、免除申請することができない期間である。

また、申立人は、国民健康保険被保険者証が更新されるたびに、国民年金保険料の免除申請を行ってきたと主張しているところ、申立期間の保険料が免除承認されるためには、毎年、当該年度の7月までに免除申請を行う必要がある上、当時のB市では同被保険者証の更新は2年に1回であり、その更新日は11月1日であったと回答していることから、申立人の主張は実態と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容について縦覧調査を行ったが、申立人に対して上記二つの手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4年10か月間と長期間に及び、この間に行ったとする国民年金保険料の免除申請及びこれに伴う免除承認の記録が毎年連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料について、免除申請を行っていたことを示す関連資料(日記、メモ等)も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6492 (事案 6408 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年10月まで

私は、会社を退職した平成4年7月頃にA県B市役所において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。

退職した当時はお金に余裕があり、前納すると国民年金保険料が安くなることもあったので、初めの頃は送付されてきた納付書を使用して、B市役所でまとめて保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納付できないとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、同委員会では、私の記憶が真実であると認めながらも、残念ながら制度上、納付は不可能との結論が出され認められなかった。

しかし、その後、B市役所職員の証言により、当時市役所に手書きの台帳が存在し、国民年金保険料の納付が可能であることが証明できたこと、及び私が真実を述べていることを父が証言するので、もう一度審議の上、私の年金記録を訂正してほしい。

なお、今回、私が個人的に調査した結果、以下のことが判明し関連資料も添付するので、これらも踏まえて十分審議してほしい。

i) 今回、改めて年金手帳を年金事務所で再発行してもらったところ、手帳の記載内容は全て機械打ちになっていたことから、前回提出した年金手帳は再発行された2冊目の年金手帳で、記載の手書き文字が、私の国民年金保険料を着服した犯人の筆跡である。新たな資料として、再々発行後の新たな年金手帳のコピーを提出する。

ii) 私が、申立期間当時にB市役所で納付した国民年金保険料の記録が、社会保険事務所(当時)のコンピュータに入力されなかった事実について、同市役所からの情報によると、市役所あるいは社会保険事務所の担当者が、私の保険料を不正に着服したので記録されなかったが、年金手

帳には、市役所で手続した日付及び(当初の)国民年金手帳記号番号が明記されていたため、犯人はやむを得ず年金手帳を再発行したとのことである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から平成7年9月頃に払い出されていたものと推認され、申立人が二度目に勤務した会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年6月8日に初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及び申立人のオンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。ii) 申立人は、前納すると保険料が安くなるので、初めの頃は半年分ぐらいをまとめて納付していたと申し立てているが、当時、前納割引は1年以上を納付した場合のみである上、申立内容のとおり、申立期間当初から前納したとすると、4年7月を起点とする1年分及びこれに引き続く5年7月を起点とする1年分となるが、申立人は、同年11月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、同年11月から6年6月までの前納保険料は還付されることとなるが、オンライン記録上、その還付の事跡は確認できない。iii) 申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であることから、各種の氏名検索を行ったが見当たらない上、ほかに納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、24年8月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、B市役所職員の証言により、申立期間当時、申立人に係る同市の手書き台帳が存在していたとし、このことが申立期間の国民年金保険料の納付を可能にしていた証明であると申し立てているが、証言したとする同市役所の職員を特定することができない上、同市の被保険者名簿は既に廃棄済みとなっていることから、その具体的な内容を確認することはできないが、同被保険者名簿をそのまま文字化したCSVデータを見ると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、申立人のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の記載と一致していることから、申立期間は、申立人の同市の被保険者名簿によっても国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の父親に申立人の国民年金保険料の納付状況について、当時の事情を聴取したところ、申立人が保険料を納付するところを実際に見ていたわけではないが、申立人の正直なところは認めてほしいとするのみであり、父親からは、申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる具

体的な陳述を得ることはできなかった。なお、申立人は、国民年金被保険者の資格を取得した平成7年6月以降は、保険料を全て納付していることから、申立人が主張する保険料の納付の記憶は、二度目の会社を退職して以降の記憶であるとみるのが自然である。

さらに、申立人から新たな資料として提出のあった年金手帳は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の24年7月になって発行されたものであり、2冊の年金手帳はその様式を異にしていることから、比較することはできない上、申立人は、当該手書きされた年金手帳について、5年11月に転職先の会社を通じて不正に再発行された手帳を受け取ったと陳述しているものの、当該年金手帳の手書き箇所及びその他の記載箇所に不自然なところは見当たらず、当該年金手帳及びオンライン記録等からは、手帳が再発行されたとする痕跡を見いだすことはできない。

したがって、これらはいずれも申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことをうかがわせる新たな事情と認めることができない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年2月までの期間及び同年4月の半額免除の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から15年2月まで
② 平成15年4月

私は就職に見通しが立った頃、申立期間の国民年金保険料を一括納付するには、経済上無理であったので、複数回に分割して郵便局及び銀行で納付し始めた。

その後の国民年金保険料は、平成15年5月に就職した後に納付したが、転勤もありA県以外でも納付したことを覚えている。

それなのに、平成15年3月の1か月分のみが納付済みであり、その前後の申立期間における半額免除の国民年金保険料が、未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立期間②直後からの申立人の厚生年金保険の被保険者期間中である平成16年6月10日に、国民年金保険料の国庫金納付書が作成された事跡が確認できることから、当該納付書は、申立期間に対して納付催告されたものと推認され、この時点において、申立期間①及び②は未納期間であったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を複数回に分割して、郵便局及び銀行で納付したと申し立てしているところ、具体的な郵便局名及び銀行支店名についてはよく覚えていないと陳述していることから、領収済通知書の調査範囲の特定が困難であるなど、納付事実を確認することができない。

さらに、申立期間①及び②は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機

械化が一層促進されていることから、複数回にわたる申立期間の保険料の納付について、毎回記録漏れが生じる可能性は極めて低いものとされており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の半額免除の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年4月までの期間及び51年7月から57年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から48年4月まで
② 昭和51年7月から57年2月まで

申立期間①について、私は、結婚した昭和48年5月までのA県B市に在住していた期間中、20歳になって市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので保険料を納付した。

また、申立期間②については、A県C市に在住中(昭和51年7月から57年2月まで)、近所に住む友人が国民年金保険料を納付していると聞き、私も納付したほうがよいと考えて納付を開始した。

申立期間の全ての期間について、国民年金保険料を納付していたわけではないが、1か月又は3か月ごとに保険料を納付したことは間違いないので、申立期間①及び②に全く納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金法が改正された昭和61年4月1日に初めて国民年金の被保険者(第3号被保険者)の資格を取得したことが記載されており、申立人のオンライン記録の資格取得日とも一致している。この場合、同年3月以前の期間は、申立期間①及び②を含め国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、未加入期間において、市役所から申立人に保険料の納付書が送付されてくることも考え難い。

また、申立人が申立内容のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人が国民年金の加入手続を行い、別の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳の交付を受けることが必要で

あるところ、申立人は、申立期間①の住所地であるB市及び申立期間②の住所地であるC市においてのみならず、これまで国民年金の加入手続を行った記憶はないと陳述しているほか、当時の年金手帳に関しては何も覚えていないとし、納付に関する記憶も曖昧である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所を管轄する社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は複数の行政機関に及んでおり、申立人が納付したとする国民年金保険料の全ての納付記録が、それぞれの行政機関においてともに欠落することは考え難い上、申立人が申立期間①及び②の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金の制度ができたことをニュースで知り、その後、同年同月下旬に A 県 B 市 C 区役所の職員が自宅まで来たときに、私及び元夫の国民年金手帳を受け取った。

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に納付しており、集金人に納付できない時には、C 区役所の窓口で納付していた。また、昭和 40 年 3 月に同市 D 区に転居した後も、これまでと同様に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に、国民年金手帳を受け取ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市 C 区において、37 年 7 月 6 日に払い出されており、申立ての加入時期と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、制度上、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については過年度保険料となるため、集金人及び区役所窓口で現年度納付することはできず、同年 4 月から 43 年 3 月までの保険料は現年度納付することは可能であるが、申立人は、「申立期間の保険料は、集金人又は区役所窓口で納付した。」とするのみであり、保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、一緒に国民年金手帳を受け取ったとするその元夫の国民年金保険料について、「元夫の分は納付しなかった時期もあったと思うが、全く納付しなかったことは無い。」と陳述しているが、オンライン記録において

元夫の保険料の納付記録は見当たらない。

加えて、申立人は、「現在所持する国民年金手帳の前に、もう1冊の年金手帳を所持していた。」とも陳述しているが、申立期間の国民年金保険料を全て現年度納付した場合、必要となる年金手帳は2冊（現在所持の年金手帳を除く。）となり、陳述内容と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 31 日から 43 年 10 月 20 日まで
② 昭和 57 年 7 月 3 日から 62 年 8 月 20 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の被保険者記録が無いとの回答を受けた。しかし、保管していた書類を見ると、夫は昭和 42 年 4 月から 43 年 10 月 20 日まで A 社 (現在は、B 社) に、また、51 年 5 月 1 日から 62 年 8 月 20 日まで C 社及び D 社にそれぞれ勤務していたことが書き記してある。

申立期間①及び②を夫の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社は、「申立期間①当時の資料は何も保管していない上、当時の担当者もいないので、当時の状況は不明である。」としており、同社から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録が確認できる元従業員のうち 4 人から回答を得たところ、そのうち 3 人は申立人を覚えておらず、ほかの 1 人も、「申立人を覚えているが、退職日までは覚えていない。」と回答しており、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述の回答の有った 4 人全員が、「自身の A 社における厚生年金保

険の被保険者期間と実際の勤務期間が一致している。」と回答している。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和42年12月30日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と符合している。

申立期間②について、申立人は、C社及びD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社とD社の両社の代表取締役からは回答が得られず、両社の経理担当かつD社の取締役は、「申立人のC社での在籍については、確かに記憶はあるが、退職時期までは覚えていない。また、申立期間②当時のC社及びD社の人事記録及び賃金台帳等は、両社共に保管していないので、申立人の両社での勤務期間等については分からない。」としており、これらから申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、C社又はD社において、申立期間②以前に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間②に被保険者記録の有る複数の元従業員は、「申立人は、C社のE職社員であった。同社における申立人の退職日は、厚生年金保険の加入記録とおおむね合っていると思う。」旨回答している。

さらに、C社及びD社に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②の間に被保険者資格を取得している元従業員のうち回答のあった31人は、全員が申立人を知らない又は面識が無いと回答している。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人のC社における離職日は、昭和52年7月2日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している上、申立人については、申立期間②の期間中である57年8月20日に求職の申込手続が行われ、申立期間②と一部重複する同年9月27日から58年3月25日まで失業給付の基本手当が支給されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社でそれぞれC業務に従事し、いずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元事業主の陳述及び申立人の具体的な記憶から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間より後の平成元年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は、「A社が社会保険に加入したのは、同社が法人化した後の平成元年5月になってからであり、それまでの間は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と陳述している。

さらに、A社の後継会社であるD社は、平成22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主も、当時の資料は保存していないとしているほか、申立人は複数の同僚の名前を挙げているものの、いずれも名字のみの記憶であり、当該同僚を特定できないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたとして、同社の所在地及び事業主等の名前を具体的に陳述しているところ、当該陳述内容が、E県保

管のF事業登録台帳に記載されているG社という事業所の内容と符合している。

そこで、G社の元取締役等に照会したところ、申立人が同社に勤務していた旨の回答が得られたことから判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、G社及びB社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は確認できない。

また、元代表取締役は、「G社は、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人の給与から保険料を控除することはなかった。また、同社は既に解散しており、当時の資料は保存していない。」と回答しているほか、元取締役も、「申立人の保険料控除の状況については不明であるが、私自身も申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、保険料も控除されていなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人は複数の同僚の名前を挙げているものの、いずれも名字のみの記憶であり、当該同僚を特定できないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13786 (事案 5550、9611、12637、12935 及び 13457 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 56 年 7 月 21 日から 57 年 3 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いとして、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正をこれまでに4回申し立てたが、いずれも申立ては認められなかった。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いとして、当該第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、私が申立期間①にA社で、申立期間②にB社でそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを、私のいところが証言してくれるので、聴取してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間①当時にA社で勤務していたことは推認できるものの、当時の事業主及び複数の同僚が、同社では、入社後、一定期間は試用期間として厚生年金保険に加入せず、厚生年金保険料の控除も無かったと陳述している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 12 日付け、23 年 1 月 14 日付け、同年 11 月 4 日付け及び 24 年 8 月 24 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①にA社支給の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを、そのいところが証言してくれるとして、再度申し立てている。

しかし、申立人のいところに照会し回答を得たが、申立期間①における保険

料控除を認め得る陳述は得られなかった。

申立期間②に係る申立てについては、元事業主及び同僚などから申立人のB社における勤務期間を明らかにする陳述が得られず、申立人の申立期間②における勤務実態を確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年1月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間①と同様に、申立期間②にB社支給の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを、そのいところが証言してくれるとして再度申し立てているが、同人から申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除を認め得る陳述は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪（兵庫）厚生年金 事案 13787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 30 日から平成 4 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 6 月から平成 4 年 6 月まで A 社に勤務し、B 業務を担当していた。しかし、途中の昭和 62 年 11 月 30 日から平成 4 年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者の記録が無い。途中で退職した覚えはないので、厚生年金保険にも継続して加入し、保険料も給与から控除されていたはずである。

申立期間は A 社の閑散期であり、従業員のアルバイトが認められていたため、申立期間の一部に他の事業所での被保険者記録があるが、その期間を含め、申立期間を同社での厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、申立期間に A 社で厚生年金保険に加入している元従業員に照会したところ、当時、経理を担当していたとする者は、「申立人は A 社を、一旦退職し、5 年ほどたってから再入社した。申立期間は退職から再入社までの期間と思われる。」と陳述しており、申立人の上司であったとされる者も同様の陳述をしている。

また、申立期間中に A 社で被保険者資格を取得し、かつ喪失している者の一人は、「私は A 社で B 業務部に所属していた。同部に所属していた者を全員覚えているが、申立人のことは記憶にない。」と陳述している。

さらに、前述の元経理担当者は、「申立期間は、従業員ではなかった申立人に対して給与を支給していないので、厚生年金保険料を控除することはできな

い。」と陳述している。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間中の平成3年7月18日に求職の申込みを行い、同年7月25日から同年10月22日までの間、失業給付（基本手当）を受給している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 21 日から 53 年 5 月 1 日まで

昭和 52 年 3 月から 53 年 6 月まで、A 県 B 市内の C 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録は、52 年 4 月 21 日に同社で資格を喪失、53 年 5 月 1 日に D 社で資格を取得となっており、申立期間が空白となっている。

申立期間も給与から保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から、申立人が、申立期間当時も C 社又は D 社のいずれかに勤務していたことがうかがえる。

しかし、C 社及び D 社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の事業主であった者は、「当時の関連資料が残っていないので、申立人の勤務期間及び保険料控除の状況については不明である。」と回答している上、両社の社会保険事務を担当していたとされる者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、オンライン記録によると、D 社は昭和 53 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、C 社は申立期間も厚生年金保険の適用事業所であるが、申立人が申立期間に同じ職場で勤務していたとする同僚について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、同人の被保険者記録は確認できない。

加えて、C 社及び D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、それぞれオンライン記録どおりの申立人の被保険者記録が記載されており、ほか

に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A社には昭和 46 年 9 月から勤務したのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 12 月 1 日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。
申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の関連会社であるB社に勤務していた同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。
しかし、A社は昭和 52 年 7 月に解散しており、申立期間当時の代表取締役二人のうち、一人は既に死亡し、もう一人は当時の関連資料を保管していないとしているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、申立人がA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和 46 年 12 月 1 日）の前後各 1 年以内に、同社で同資格を取得している者 5 人について、厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日を比較したところ、申立人を含む 3 人が、雇用保険の資格取得日から 1 か月ないし 3 か月後に厚生年金保険に加入していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、オンライン記録どおりの被保険者記録が記載されており、ほかに不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。